

保険医療機関における書面掲示

小児かかりつけ診療料

病気の診療だけでなく発達相談や健康管理などを通して医療機関が子育てをサポートするために「お子様もかかりつけ医を持ちましょう」という国の制度です。当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに、小児科の「かかりつけ医」として、診療を行っております。

対象となるお子様

ワクチン等を含めて当院を 4 回以上受診したことのある、現在 6 歳未満(未就学児)のお子さんが対象です

登録方法

対象のお子様当院を受診される際に、ご希望の場合は同意書への記入をお願いいたします。

「かかりつけ医」として

1. 急性疾患を発症した際の診療や、慢性疾患の管理等についての指導を行います
2. 健康診断の結果を把握して、発達段階にもとづいた健康相談に応じます
3. 発達についての相談、育児に関する相談に対応いたします
4. 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また有効性・安全性に関する情報提供を行います
5. オンライン資格確認などを活用して受診されている医療機関を把握および連携し、必要に応じて専門の医療機関へ紹介をいたします
6. 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による緊急の相談等に対して対応しています

連絡先

同意書に記入いただいた方には、別途お伝えします。

お願い

- 「小児かかりつけ診療料」の登録ができるのはひとつの医療機関だけです。登録後、他の医院に変更したい場合はお気軽にお知らせください。
- 緊急時など、都合により他の医療機関を受診した場合は、次に当院を受診した際にお知らせください。(他の医療機関で受けた投薬などもお知らせください。)
- 健康診断の結果、予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、受診時にお持ちください。(母子手帳に記載されています。)

小児抗菌薬適正使用支援加算

診察の上、抗菌薬の投与の必要性がないと認められ、医師から説明を受けられた就学前／外来受診された初診の方に対して月1回を上限として上記の点数を算定しております。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しております。質の

高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を活用して診療を行っております。

情報通信機器を用いた診療

当院では情報通信機器を用いた診療を算定しております。

- 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診察を行います。
- 原則として、急変時などの緊急時には必要な対応を行います。
- 必要に応じて対面診療をご案内します。
- 必要に応じて、専門医・専門医療機関を紹介します。

なお、初診から情報通信機器を用いた診療を受けられる患者さんに対して向精神病薬の処方を行っておりません。

時間外対応加算 1

当院では、継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、常時対応できる体制を取っています。

医療 DX 推進の体制に関する取組事項

「DX」とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によって社会や生活に変革をもたらすことを指す言葉です。

医療 DX は、医療の現場においてデジタル技術を活用することで、医療の効率や質を向上させることを目的としています。

当院では、オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ共有サービスを導入し、質の高い医療の提供を行う診療体制の構築を目指しています。

当院での取組み事項

1. レセプトオンライン請求の実施
2. オンライン資格確認等の実施および取得データの活用体制の整備
3. 電子処方箋の発行体制の整備(準備中)

4. 電子カルテ情報共有サービスの活用体制の整備(準備中)
5. マイナンバーカードの健康保険証利用に関する一定の実績(準備中)

当院では医療 DX の推進に伴い医療 DX 推進体制整備加算(8 点)を算定しております。

院内感染対策に関する取り組み事項

院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。
当院は、感染防止対策を医院全体として取り組み、医院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

院内感染防止対策のための医院の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染管理者のもと感染防止対策部門を設置し、感染防止に係る日常業務を行い、且つ週 1 回院内の定期巡回を行い感染防止対策の実施状況を把握しています。尚、感染対策防止部門は当院の医療有資格者である医師と看護師から編成しております。

院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年 2 回以上行っています。

感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染が発生または疑われる場合は、感染防止対策部門が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

院内感染発生時の対応に関する基本方針

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染管理者のもと感染防止対策部門を設置し、感染防止に係る日常業務を行い、且つ週 1 回院内の定期巡回を行い感染防止対策の実施状況を把握しています。尚、感染対策防止部門は当院の医療有資格者である医師と看護師から編成しております。

抗菌薬の適正使用に関する基本方針

当院では、「抗微生物薬適正使用の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課)を参考に、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの見直し、改訂を行います。